

別紙

諮問第1571号

答 申

1 審査会の結論

不存在を理由とした本件非開示決定は、これを取り消し、「令和2年8月28日付会議等議事要旨記録票」、「令和3年2月8日付会議等議事要旨記録票」及び「令和3年3月18日付会議等議事要旨記録票」を対象公文書として特定した上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年、都立〇〇病院に勤めていた薬剤師の〇代女性が都に対し、未払いの残業代や慰謝料の請求と、労働環境改善を求める訴えを東京地方裁判所に起こしたことに関連する文書のうち、以下の文書。1 都、東京都病院経営本部、病院で行われた会議（協議、ミーティング等の形式を問わない）の文書。2 元職員の上司や元職員の同僚に対して行った聴き取り調査の文書。3 元職員の上司や責任者に対して行った指導や処分の文書。」の開示請求（以下、それぞれを「本件開示請求1、2及び3」という。）に対し、東京都知事（当時）が令和3年5月31日付けで行った不存在を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

（1）本件開示請求1及び2について

〇〇病院の人事担当の課長が開示請求に係る訴訟に関して、個人的に保有、管理するメモであるため、組織共用文書に該当せず、開示請求に係る公文書は存在しない。

（2）本件開示請求3について

元職員の上司や責任者に対して指導や処分をしていないため、文書は存在しない。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

本件審査請求は、令和3年9月17日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年11月16日に実施機関から理由説明書を収受し、令和4年6月15日（第201回第三部会）から同年10月27日（第204回第三部会）まで、4回の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

###### ア 組織共用文書について

条例2条2項において、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（中略）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。ここでいう「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わないとされている。

また、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味するとされており、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらないとされている。

###### イ 本件非開示決定の妥当性について

###### (ア) 本件開示請求1及び2について

実施機関は、本件開示請求1及び2に対し、保有しているのは〇〇病院の人事担当の課長が本件開示請求に係る訴訟（以下「本件訴訟」という。）に関して自己の施錠された袖机に個人的に保管、管理するメモ（以下「課長保管文書」という。）であり、他の職員は電磁的記録も含めアクセスすることができないため、組織共用文書には当たらないと説明する。

審査会は、実施機関が審査会に提出した課長保管文書を見分したところ、本件訴訟に係る訴訟記録の写しのほか、訴状認否表を作成するに当たり、関係職員と訴状認否の内容について確認したもの、複数の関係職員からの聴き取りを手書きしたもの及びそれを清書したもの、訴訟の代理人ほか複数人による関係職員からの聴き取り及び打合せの結果を記録したもの等が1冊の紙ファイルに順不同で編綴されていることを確認した。

実施機関の説明によれば、上記関係職員からの聴き取りを清書した文書及び打合せの結果を記録した文書については訴訟の代理人に送付したほか、訴状認否表については訴訟担当の窓口である総務局総務部法務課からの照会を受けて実施機関が回答したとのことである。

このような状況に鑑みれば、課長保管文書のうち聴き取り及び打合せに係る文書は、人事担当の課長等実施機関の職員が、本件訴訟に対応するために職務として作成したものであり、手書きのものも含め「実施機関の職員が職務上作成した文書」とであると認められる。

また、課長保管文書は、実施機関が組織共用文書としての保存がされていないと主張したとしても、それは人事担当の課長が当該文書について人事や訴訟に関する機微な文書に当たるため他の職員が目には触れてはならないと判断した結果、自己の施錠設備のある袖机に保管していたものと認められ、個人的なメモと捉えることは相当でない。

さらに、訴状認否の内容について確認したものは、関係職員から事実関係について聴き取りをし、打合せを行った結果の記載と同義であると認められる。そして、それらが最終的に訴状認否表として実施機関から総務局総務部法務課へ回答され、訴訟資料として使用されたことや、関係者からの聴き取り結果を清書した文書を訴訟の代理人へ送付した事実を鑑みれば、それらは手書きのものも含め、人事担当の課長の個人的なメモということではなく、「当該実施機関の職員が組

織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であると言わざるを得ない。

よって、課長保管文書のうち、関係職員と訴状認否の内容について確認したものの、複数の関係職員からの聴き取りを手書きしたもの及びそれを清書したものと並びに訴訟の代理人ほか複数人による関係職員からの聴き取り及び打合せの結果を記録したもの（以下「本件対象公文書1」という。）は、本件開示請求1及び2に対する対象公文書として特定すべきであったものと認められる。

しかしながら、審査会が見分したところ、本件対象公文書1については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため条例7条2号本文に該当し、かつ、特定の訴訟に関する情報で、公にすることにより、実施機関の本件訴訟や都立病院経営に関する機微な情報が明らかとなり、訴訟が終結していてもなお、今後の都立病院の経営等に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例7条6号にも該当し、いずれも部分開示できる性質のものとは認められないことから、本件対象公文書1に関して非開示とした決定は結論において妥当である。

#### (イ) 本件開示請求3について

実施機関は、本件訴訟に関して、元職員の上司や責任者に対して指導や処分を行っていないため、本件開示請求3に係る文書は存在しないと説明する。

審査会が本件訴訟に関する和解調書を確認したところ、〇〇病院の管理運営に関して、厚生労働省のガイドラインに従い、適切に対応することを確認する旨記載されており、これらの内容は、本来、元職員の上司や責任者に対してだけでなく、他の病院職員に対しても周知、指導すべきものと認められた。しかしながら、実施機関の説明としては、和解調書に記載された内容は当然これまでも遵守してきた内容であり、本件訴訟終結後に改めて周知、指導すべきものと考えておらず、和解調書の内容を周知する通達、通知などの文書も作成していないとのことであり、その他本件開示請求3に係る文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、その意味では本件開示請求3に係る文書に関して、不存在を理由とする非開示決定を取り消すべきものとは認められない。

(ウ) 実施機関が改めて提出した文書について

審査会は、前記課長保管文書以外に本件開示請求 1、2 及び 3 に対する文書がないというのは不合理であることから、実施機関に再度検索するように求めたところ、「令和 2 年 8 月 28 日付会議等議事要旨記録票」、「令和 3 年 2 月 8 日付会議等議事要旨記録票」及び「令和 3 年 3 月 18 日付会議等議事要旨記録票」（以下、併せて「本件対象公文書 2」という。）が提出された。

実施機関の説明によると、これらは開示請求受理時の文書検索、特定から漏れていた文書であり、実施機関の経営企画部職員課（当時）において保有していたとのことであった。

審査会が本件対象公文書 2 を確認したところ、これらはいずれも、実施機関が本件訴訟に関して組織としてどのように対応すべきか幹部を交えて検討した会議録であって、定型的な会議等議事要旨記録票に当該会議で使用した検討資料を添付する形で保存されており、本件開示請求 1 に当たる文書と認められた。

したがって、実施機関は、本件対象公文書 2 を対象公文書として特定した上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、實金 敏明、峰 ひろみ